

1 取り組み内容

3 既存法人の見直し

本町が関与する法人は、町の行政政策と密接に連携しながら公共サービス提供の主体として重要な役割を担ってきましたが、社会・経済情勢の変化によってこれらを取り巻く環境は大変厳しくなっています。

加えて、指定管理者制度の導入により公の施設の管理に関して民間事業者の参入も可能となったことから、関与法人の事業基盤に大きな影響を与えることが予想されます。

こうしたことから、経営基盤の強化、さらには組織体系の見直しなどによる関与法人の経営改革も急務となっています。

本町では、第三セクターに類する法人または関与法人（出資比率が25%以上、または財政支援を行っている法人）として財団法人が1法人（母畑レークサイドセンター運営協会）、社会福祉法人が1法人（石川町社会福祉協議会）設立されています。

これらの法人についても、経営改善の観点からその見直しを推進します。

本町が直接関与している「母畑レークサイドセンター運営協会」及び「石川町社会福祉協議会」以外の第三セクターの見直しについては、その法人が所在（またはその法人を管轄）している地方公共団体とともに見直しを図ることとします。

《本町が出資している主な法人》

（社）福島県林業協会、（財）福島県総合社会福祉基金、（財）福島県建設技術センター、（財）福島県勤労者福祉施設協会、（社）福島県畜産振興協会 など

（1）母畑レークサイドセンター運営協会の見直し

運営協会は、昭和50年8月に余暇施設（レストハウス）の管理運営を行うことにより地域住民の福祉の向上を目的として、管内5町村の出資によって設立されました。

設立当時は、管理する施設が設置者の所有でありましたが、現在は全ての施設が町所有となっており、その管理形態が大きく異なっています。また、運営協会の赤字分は全て町が補てんしている状況にあります。

こうしたことから、職員の処遇問題を解決したうえで、平成21年度までに不採算部門の廃止・縮小の検討、直営方式の検討、指定管理者制度の導入など抜本的な見直しに関する総合的な計画若しくは指針を策定します。

役職員と給与に関する事項

- ・職員給与の削減策を町に準じて継続実施（20年度まで）
- ・職員に退職が生じてもその補充を行わず職員数を削減

役員は、7名（理事長、副理事長各1名、理事3名、監事2名）で構成されているが、必要最小限の人員であり今後この人数を更に見直す予定はない

運営（経営）に関する事項

- ・全ての施設が町所有となったことから、施設の管理運営に関しては直営方式を含めた抜本的な見直しを図るとともに、運営協会の存続に関しても検討（21年度まで）
- ・不採算部門の廃止・縮小の検討（21年度まで）
- ・収入増となる独自事業の展開

（2）石川町社会福祉協議会の見直し

協議会は、社会福祉事業の実施及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉を推進することを目的として、昭和44年に設立されました。この協議会についても、内部管理経費を徹底的に見直すとともに、現在行っている事務事業についてもその効率性、有効性などの検証を行うことによって経費の抑制を図ります。

職員の給与に関する事項

- ・職員給与の削減策を町に準じて継続実施（20年度まで）

運営（経営）に関する事項

- ・町に準じて諸団体への補助金の見直し
- ・訪問介護事業の充実強化による収益の拡大と収益金の効果的な活用